

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（令和2年度）

住 所 大阪府大阪市北区中之島1-3-20

事業者名 大阪市
代表者名 大阪市長 松井 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新造船	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。	

② 船舶を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降の介助や誘導などの支援を行う職員の配置	・乗船、下船時に移動経路上に乗降の介助や誘導等の支援を行う職員を配置する。(過年度から継続実施)	継続実施中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先を各渡船施設内に掲示し、取組みの周知を行っている。(過年度から継続実施)	継続実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
安全教育の実施	・すべての職員に対して、安全運航に必要な知識・技能の向上や利用者への対応などを含めた研修を年2回実施している。(過年度から継続実施)	継続実施中

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての船舶の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・利用者から寄せられる意見を、全渡船場で共有するとともに、取組みの改善に活用する。(過年度から継続実施)

(3) 報告書の公表方法

・大阪市のホームページにて公開

(4) その他

II 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（令和3年3月31日現在）

船名	船舶番号	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合の客席設置数	車椅子ベースの設置数	乗降口と客席との経路の対応
			総トン		年 月 日	港～ 港間	年			席		
桜	25052670	汽船	18.00	80	2007年3月	港区築港 此花区桜島	H19.3	○		—	1	
海桜	25031737	汽船	18.00	80	1992年4月	港区築港 此花区桜島	H4.11			—		
はまかぜ	25057754	汽船	12.00	70	2016年3月	大正区北恩加島 大正区鶴町	H28.3	○		—	1	
きよかぜ	25048508	汽船	4.90	46	2002年3月	大正区泉尾 港区福崎	H14.3			—		
すずかぜ	25037365	汽船	4.90	46	1997年3月	大正区泉尾 港区福崎	H9.3			—		
ふなづる	25029045	汽船	4.90	46	1993年9月	大正区鶴町 大正区船町	H5.9			—		
しおかぜ	25045026	汽船	4.90	46	2000年3月	大正区鶴町 大正区船町	H12.3			—		
北斗	25021374	汽船	4.90	46	1990年10月	大正区千島 西成区北津守	H2.10			—		
福崎丸	25015992	汽船	4.90	46	1989年8月	大正区千島 西成区北津守	H1.1			—		
みどり丸	25017926	汽船	4.90	46	1989年8月	大正区平尾 西成区津守	H1.8			—		
さざなみ	25034188	汽船	4.90	46	1996年3月	大正区平尾 西成区津守	H1.8			—		
はるかぜ	25051925	汽船	5.70	62	2006年3月	大正区南恩加島 西成区南津守	H18.3	○		—	1	
ちづる	25051235	汽船	5.80	62	2005年3月	大正区南恩加島 西成区南津守	H17.3	○		—	1	
松丸	25045007	汽船	12.00	46	2000年3月	大正区船町 住之江区平林	H12.3			—	1	
第二松丸	25032374	汽船	19.54	80	1974年3月	大正区船町 住之江区平林	S49.3			—		
(合計) 計 隻								4隻	一隻	一席	5隻	一隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
一隻		一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第10号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備(公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席(公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。)の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までの全ての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式及び第22号様式において同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂(公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店(公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板(以下「遊歩甲板」という。)が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板(公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
11. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。